

●文中の「SC」はサービスセンターの略

お早め！



◆ 昨年の豪雨災害

による災害廃棄物の戸別収集の申し込みは8月20日(火)までです

● 問い合わせ 環境都市推進課 ☎(888)5709

8月13日(火)に次の施設を休館します。ご了承ください

● ① 市内すべての「コミュニティセンター」
● 問い合わせ 生活総務課 ☎(888)5625

● ② 下新城交流センター
● 問い合わせ ☎(873)4839

物価高騰支援の給付金を支給します

支給要件など詳しくは、福祉総務課へお問い合わせください。
☎(888)5683

(平日午前9時～午後5時)

A 次の支給要件に該当する世帯へ1世帯あたり10万円を給付します

支給要件

■ 令和6年6月3日(＝基準日)現在秋田市に住所がある世帯

■ 令和6年度の定額減税前の課税状況が、新たに住民税均等割のみ課税または住民税非課税となる世帯

◆ 次の世帯は給付の対象外です

・ 住民税が課税されているかたの扶養親族などのみからなる世帯

◆ 令和5年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金「令和5年度物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)」の対象だった世帯

◆ 令和6年1月2日以降に秋田市に転入したかたがいる世帯で、要件に該当する場合はお問い合わせください

B Aの支給要件に該当する世帯に扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円を給付します

対象児童の要件

■ 基準日現在秋田市に住所があり、Aの支給要件に該当する世帯に扶養されている、平成18年4月2日以降に生まれた児童(基準日以降、生まれた児童も含む)

(A・B)の申請方法

6月21日現在の公金受取口座登録の有無により、次の①か②となります。

① 登録がある世帯 支給のお知らせを送付しています。支給要件に該当する場合は、申請は不要です

② 登録がない世帯 対象と思われる世帯の世帯主宛てに、申請書を送りしています。支給要件に該当する場合は、申請書を記入し必要書類を添付の上、返信用封筒でお

送ってください

(A・B)の支給予定日

① 8月9日(金)

② 申請書の受領から3～4週間程度で振り込みます(初回振込日は8月15日(木))

■ 申請期限：10月31日(木)

(当日消印有効)

◆ 配偶者などからの暴力で、住民票を移すことができない場合などはお問い合わせください

◆ 基準日に日本国内に居住していたが、いずれの市区町村にも住民登録がなく、基準日の翌日以降、秋田市で新たに住民登録をした場合はお問い合わせください

避難支援対象者名簿を町内会長へ配布します

次の日時に、お住まいの地域を所管する各市民SCで、避難支援対象者名簿をお受け取ってください。可能な限り町内会長ご本人がお越しください(町内会長の来所が難しい場合は、お問い合わせください)。

■ 受取日時 7月22日(月)から27日(土)までの午前9時～午後5時(27日は午後1時まで)と、7月29日(月)から8月2日(金)までの午前9時～午後5時(29日は午後7時まで)

■ 持ち物 令和5年度の避難支援対象者名簿・要援護者把握用リスト(お持ちの場合)、身分証明書(運転免許、マイナンバーカード、健康保険証など)。代表者が昨年度から交代した場合は、印鑑と引継書もお持ちください

詳しくは、地域ごとに各市民SCへお問い合わせください

- ◆ 中央市民SC ☎(888)5643
- ◆ 東部市民SC ☎(853)1039
- ◆ 西部市民SC ☎(826)9004
- ◆ 南部市民SC ☎(838)1212
- ◆ 北部市民SC ☎(893)5969
- ◆ 河辺市民SC ☎(882)5161
- ◆ 雄和市民SC ☎(886)5550

スマートフォン操作体験会



対象はスマートフォンを持っていないかたや、基本的な操作やアプリの使用方法を学びたいかた。貸出用のスマートフォンもありますので、ご希望のかたは申込時にお知らせください。

会場・開催日

■ 県庁総合庁舎6階総603会議室
：8月8日(木)

■ 遊学舎研修室1：8月25日(日)
時間(各日共通)

■ 基本編 午前11時～午後0時30分
■ 応用編 午後1時30分～3時

先着 各回10人

■ 申し込み 7月22日(月)午前9時30分からNPO法人あきたパートナーシップ ☎(829)5801





10月から児童手当制度が
拡充されます！

◆新たに支給対象となるかた

平成18年4月2日以降に出生した児童を養育し、かつ現在児童手当を受給していないかた。

▼申請に必要な書類を7月末にお送りします

▶**送付対象者**▼秋田市在住の0歳〜高校生年代までの児童(Ⅱ対象児童)がいて、かつ秋田市から児童手当を受給していない世帯

申請が必要なかた▶対象児童を養育し、かつ生計を同じくする父母のうち、生計を維持する程度が高かた(Ⅱ生計維持者)で、下記の①か②に該当するかた

★=10月から拡充となる項目

	現行(9月まで)	拡充後(10月から)
	所得制限あり	所得制限なし★
0~2歳	15,000円	15,000円 (30,000円)★
3歳~小学生	10,000円 (15,000円)	10,000円 (30,000円)★
中学生	10,000円	10,000円 (30,000円)★
高校生年代	支給なし	10,000円★ (30,000円)★

- * ()内は第3子以降の支給額(多子加算)。
- * 多子の数え方には、10月から新たに、平成14年4月2日~平成18年4月1日生まれのかたを含みます(当該者の生計費相当部分を負担しているなどの要件あり)。
- * 高校生年代=18歳到達後の最初の3月31日までのかた。

- ① 高校生年代を養育しているかた
 - ② 所得上限限度額超過により、現在児童手当を受給していないかた
- 申請期間▶8月1日(木)から9月30日(月)まで

◆申請方法▶電子申請、郵送

* 秋田市から児童手当を受給していない世帯すべてに通知されます。手続きが職場で行われる公務員世帯にも送付されますので、ご容赦ください。

* 生計維持者が秋田市以外に居住している場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

* 単身赴任などで生計維持者が秋田市にいて、対象児童が秋田市外にいる場合は子ども福祉課までご連絡ください。

◆現在児童手当を受給中のかた

次のかたは、新たに多子加算に該当するため申請が必要です。

▶高校生年代までの児童のほかに、平成14年4月2日~平成18年4月1日生まれのかたがいて、合わせて3人以上を養育しているかた

次のいずれかに該当するかたは、市が手当額の変更をするため申請は不要です。

▶所得制限限度額超過のため、手当額が児童1人当たり月5千円(特例給付)のかた

▶中学生までの児童のほかに、高校生年代の児童を養育しているかた

▶中学生までの児童を3人以上養育しているかた

* 申請書類の様式などは8月1日(木)に市ホームページに掲載予定です。広報ID番号 1043064

●問い合わせ・申請窓口

子ども福祉課(市役所2階)
☎(888)5689

投句箱への俳句の投稿を受付中です！

雄和地域の観光地など4か所(高尾山、石巻の清水、華の里、秋田空港)に設置している投句箱で俳句作品を募集しています。備え付けた専用の投句用紙で10月31日(木)までにご投稿ください。投稿された作品は、氏名(雅号)・市町村名とともに「投句集」に掲載し、優れた作品を優秀句として表彰します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1008591

審査終了時期▶12月上旬
句集送付▶2月上旬(投稿者全員に送付します)

* 入賞者は、入賞額と句集の発送をもって発表に代えさせていただきます。

* 住所、氏名が未記入の投句は無効となります。

●問い合わせ ▶さららとしよかん雄和図書館 ☎(886)2853

指定暑熱避難施設(民間施設)を募集します



市では、市民の熱中症予防のため「熱中症特別警戒情報(※)」が発表された際に「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」として施設を開放していただける民間施設を募集しています。事業者のみならずのご理解とご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1043278

●問い合わせ

環境総務課 ☎(888)5704
募集要件(秋田市内の施設)

▶適切な機能を有した冷房設備が設置されていて、定期的にメンテナンスされている

▶熱中症特別警戒情報が発表されたとき、市民などに開放できる

▶施設の受け入れ可能人数に応じて、利用者が滞在するのに必要かつ適切な空間を確保できる

▶市と協定書を締結できる

※熱中症特別警戒情報

これまでの熱中症警戒アラートよりも一段上の警戒情報。気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に国から発表されます。

* 上記のマークは指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)マーク。